

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 2 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

文部科学省高等教育局学生支援課

公益法人、学校法人、地方公共団体等が行う奨学金貸与事業（特定の学資としての資金の貸付け）に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置に係る申請等について

文部科学行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

経済的理由により修学困難な生徒（高等学校段階以上の者に限る。）又は学生に対して無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書について、平成 28 年 4 月より、印紙税を非課税とする措置が講じられております（令和 7 年 3 月 31 日までの特例）。

本制度の適用を受けるためには、奨学金貸与事業が本制度の要件を満たしていることについて、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 91 条の 3 第 2 項の規定に基づき文部科学大臣の確認を受ける必要があります。要件を満たす事業を実施する学校、法人等におかれましては、新たにこの確認を受けることを希望する場合には、申請手引きにより、必要書類及び申請方法を御確認の上、申請受付期間（※1）に申請をお願いいたします。

当該手引き及び申請様式（Excel）は文部科学省のホームページ（※2）に掲載しておりますので、申請時には様式をダウンロードしてご利用いただくようお願いいたします。

なお、令和 6 年 1 月 29 日時点で、令和 7 年 3 月 31 日を期限とする確認書の発行を受けている事業については、改めて申請する必要はございません。

※1 申請受付期間 令和 6 年 1 月 29 日～同年 2 月 29 日

※2 申請手引き・申請様式の掲載先リンク（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252.htm

各都道府県教育委員会担当課においては所轄の法人（専修学校高等課程又は専門課程を設置する法人を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会並びに都道府県内関係部課が存在する場合には当該部課（私立学校主管部課を除く。）に対して、指定都市教育委員会担当課においては所轄の学校及び法人並びに市内関係部課が存在する場合には当該部課に対して、都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校及び法人に対して、各国公立大学法人担当課、大学を設置する各地方公共団体担当課、各文部科学大臣所轄学校法人担当課独立行政法人国立高等専門学校機構においてはその設置する学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び社会・援護局障害保健福祉部企画課においては所管の専修学校に対して、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び内閣府大臣官房公益法人行政担当室においては所轄の法人に対して、周知いただくようお願いいたします。

<参考> 都道府県等が行う高等学校等の生徒に対して無利息で行う奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置

都道府県等（注1）が行う高等学校等（注2）の生徒に対して無利息で行う奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書については、租税特別措置法第91条の3第1項の規定により印紙税が非課税となりますので、確認申請は必要ありません。租税特別措置法第91条の3第1項に関しては、下記リンク先をご確認下さい。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252_00003.htm

注1：「都道府県等」に該当する団体は以下の通り。

- ・都道府県
- ・公益社団法人又は公益財団法人であって都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの（政令で定めるものに限る。）

「政令で定めるもの」の一覧については上記リンクを御覧ください。

※「都道府県等」には市区町村は含まないため、市区町村が実施する奨学金事業について印紙税の非課税措置を受けるためには、租税特別措置法第91条の3第2項に基づく確認申請が必要です。

注2：「高等学校等」に該当する学校は次の通り。

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、
専修学校（高等課程）

（担当）

文部科学省 高等教育局 学生支援課 法規係
メールアドレス：gakushi@mext.go.jp

※ お問い合わせは、メールにてお願いします。